

# 第 1 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成 31 年 4 月 1 日 (月) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 40 分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 【農業委員】(13 人)  
1 番 小谷健児、3 番 藤田清子、4 番 藤原忍、5 番 濱口佳史、  
6 番 山中譲、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、  
10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、  
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市  
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(1 人)  
2 番 野坂賢思
5. 議事日程
  - (1) 開会、事務局長あいさつ
  - (2) 自己紹介 (各委員及び事務局)
  - (3) 仮議長の選出
  - (4) 会長・会長職務代理者の選出
  - (5) 新役員のあいさつ (会長・会長職務代理者)
  - (6) 議席・担当地区の決定
  - (7) 議事録署名人の選出
  - (8) 農地利用最適化推進委員の選考
  - (9) 業務説明及び事務連絡
  - (10) 黒潮町の職員等からの通報等への対応手続に関する要綱
  - (11) 閉会

事務局 第 1 回黒潮町農業委員会組織委員会を始めさせていただきたいと思います。議事日程の順番に沿っていきたいと思います。資料の第 1 回黒潮町農業委員会という形で組織委員会というタイトルがある資料をご覧ください。その 1 枚表紙の順番に沿っていきたいと思います。初めに 1 番、事務局長のあいさつということで、局長の宮地の方から一言ごあいさつをよろしくお願いいたします。

事務局長 皆さんこんにちは。先ほどは任命式ということで無事終了しまして、本当にこれから 3 年間よろしくお願いいたします。皆さまにお任せしたら黒潮町の農業はもう大丈夫というようなことを自分たちは思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。今日は 1 名欠席ですけど総勢 14 名ということで、新たになられた方が 3 名ということになっており、継続の方は今までの流れが分かっていると思いますが、新たな 3 名についてはちょっと若干不安もあるのかなという風に見られるので、ほかの委員の皆さんとの連携をお願いしたいと思います。また、

この後話があると思いますけど、最適化推進委員の皆さん7名の方と連携を取りながら、この3年間よろしくお願いを致したいと思います。先ほど町長の話にあったように、法が変わって、農地利用の最適化の推進ということでもう必須事務となり義務付けられまして、農地の担い手への、農地の集約であるとか耕作放棄地の解消・防止について、農業委員会それから最適化推進委員の皆さんといろいろご骨折りをいただきながら進めていく所存でございますので、よろしくお願いを致します。

皆さんご承知かもしれませんが、弱冠ですが、31年の予算の方にも最適化推進交付金ということで計上させていただいて可決をいただいております。その分も活用していきたいというふうに事務局は考えております。これからよろしくお願いを致します。うち農業振興課だけでも駄目ですし、農業委員会だけでも駄目です。そして、県、そしてJA等連携をしながら進めていって、黒潮町農業を盛り立てていきたいというふうに考えておりますので、ぜひともこれからよろしくお願いを致します。以上です。

事務局 どうもありがとうございました。

2番の自己紹介へいきたいと思います。事務局の方から時計回りが、今の仮議席の順番になっています。時計回りでよろしくお願います。できれば名前とご出身あたり、あと、何かPRするものがあればいただけたら幸いです。

《出席農業委員13名、事務局2名の自己紹介》

事務局 どうもありがとうございます。先ほど、皆さんに町長から一枚一枚任命書を頂いていたと思いますが、本日11時30分に発表しました新元号、以前の書類で作成しないといけないということで、任期の方が平成から平成となっておりますが、そこはご了承ください。推進委員さんは、この後、新元号で作り直す予定です。一言補足です。

3番、仮議長の選出ということで。先立って本日の農業委員さん14名中、欠席が野坂委員1名だけということで過半数、9名以上超えており本日の会は成立しております。ご報告をまずさせていただきます。流れとしましては、仮議長の選出を行いたいと思います。地方自治法の順番でいくと、法の中で最初の農業委員会の一発目のこの会では、最年長の委員さんが仮議長、正式な議長を決めるまでは仮議長を行うということが取り決められております。本日新元号の発表があり早速ですが、おめでたいことに仮議長になれる方は最年長の方、あんまり年を言うと怒られるかもしれませんが。伊芸精一さん、恐れ入ります。仮議長の席へよろしくお願います。

伊芸委員 地方自治法107条の指定に準じて、私が役員決定までの間議長の職務を行います。何卒よろしくお願いを致します。

ただ今より、議題の会長および会長職務代理者の選出を行います。議事進行上、

仮議席を指定しますが、仮議席は現在ご着席の議席と致します。それでは、会長および会長職務代理者への立候補される方はいませんか。

(立候補者なし)

おりませんか。いないようですので、事務局の方で案があれば発表をお願い致します。

事務局 事務局の方で案を発表させていただきたいと思います。まず会長の方は、前回に引き続き吉尾委員に会長をお願いしたいと思います。続きまして、会長職務代理者の方につきましても前回同様、伊芸委員をお願いしたいと思います。

以上、提案致します。

伊芸委員 事務局の方より、会長に吉尾委員、会長職務代理に伊芸委員の提案がありました。この事務局案について意見はありませんか。

(意義なし)

ないようでしたら、会長に吉尾委員、会長職務代理に伊芸委員とすることに意義ございませんか。それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、会長に吉尾委員、会長職務代理に伊芸委員と決定致します。どうもありがとうございました。

それでは役員が正式に決定されました。会長の吉尾委員から今後の抱負など、あいさつをお願いします。

吉尾委員 前期に引き続きまして私がまた会長ということでございます。皆さまの協力を得ながら一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞ今期もよろしく申し上げます。

伊芸委員 私から簡単ではありますがあいさつを申し上げます。未熟者ではありますが会長の手と足となり尽くしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは会長に議長の職務をお願いします。

議長 それでは私が議長ということでございます、よろしく申し上げます。5番まで進みまして、6番の議席・担当地区の決定につきまして議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは改めまして、本日の資料、表紙の裏になりますけども1ページ目をご覧ください。農業委員議席・担当地区案ということで載せています。議席の方が、一番左の表の1から14まであります。議席といいましても順番の割り当てになっておりますので、今週の金曜日、次の第2回の定例会では推進委員さんが今度加わりますので順番が変更になるかもしれません。いったん農業委員の順番としましては、1番小谷委員から、最後14の吉尾委員までということの順番になります。続きまして担当地区は、基本的に今までの流れとしまして、それぞれ農業委員さんが地元で詳しく熟知しているということで、基本的には出身の地

区、ご近所ということで地区を選んでいきます。ただ今回13番の議席のハジィフ泉さんの下田の口地区から農業委員になられたということで、御坊畑の松本昌子さんが以前この13番の議席におられました。調整のお話をさせていただいて松本さんが9番の議席の加持本村、大屋敷、本谷、大井川の地区の方に回っていただけるということで了承いただいております。農業委員会の方は、あとは予定どおりご出身の地区になっていると思います。事務局の説明は以上です。

議長 事務局の説明がございましたが、皆さんもう分かっているとは思いますが、ちょっと松本さんの所だけが入れ変わったということでございまして、ハジィフ泉さんの方が下田の口と上田の口の担当ということで、皆さんよろしいですか。

(異議なし)

それでは、このように決めたいと思います。この案に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。6番におきましては承認されました。

7番、議事録署名人の選出人につきまして、事務局お願いします。

事務局 事務局の方から提案させていただきたいと思っております。本日第1回目の農業委員会組織委員会議事録署名人を小谷委員と野坂委員にお願いしようとしていたのですが、本日欠席のため順番をくり下げて、藤田委員にお願いしたいと思っております。

議長 小谷委員、藤田委員、よろしくをお願いします。

8番、農地利用最適化推進委員の選考につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 資料の方が別冊、黒潮町農地利用最適化推進委員の資料ということで、こちらの資料をご覧ください。1ページ目をご覧ください。推進委員の候補者の受付表としまして、受付順から7名受付をしております。番号は受付順としまして、1番〇〇さん、2番〇〇さん、3番〇〇さん、4番〇〇さん、5番〇〇さん、6番〇〇さん、最後、7番〇〇さんの順に受付をしております。2ページをご覧ください。推進委員さんの担当区域ごとの名簿にさせていただいております。基本的に農地利用最適化推進委員さんの方は募集の中から自分のお住まいの地区からの選出となっておりますので、農業委員さんのようにゆり動かし等の方が基本的にはございませんので、応募された委員の皆さんは基本的には自分のご出身、お住まいの地区からの選出となっております。順番としましては、番号1番〇〇さんが市野瀬から黒ノ川まで。2番〇〇さんは伊与喜から鈴、佐賀の周辺ですね、街中の周辺一帯です。3番〇〇さんは灘から蜷川まで。4番〇〇さんが浮津から大井川まで。5番〇〇さんが小川から芝までとなっております。6番〇〇さんが馬荷から緑野まで。7番〇〇さんが田野浦、出口となっております。

応募されましたそれぞれの委員さんの推薦書、申込書が3ページから最後9

ページとなっております。10 ページ、11 ページ、12 ページでございます。推進委員の委嘱に関する規定ということで町の規定がございます。根拠となるものが、農業委員さんの方で委嘱するということは12 ページの真ん中に推進委員の委嘱ということで、第11条農業委員会は、総会における候補者の評価に基づき推進委員を決定し、委嘱するものとするということで、本日の会がこれに当たることになっております。事務局から簡単ではございますが以上です。何かある方はよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明がございました。それでは最適化推進委員の候補の方につきまして、皆さんより一人一人承認を受けたいと思います。2 ページの1番、〇〇さんより順次いきたいと思いますが、〇〇さんにつきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇さんにつきましては承認をされました。2番、佐賀の〇〇さん。〇〇さんにつきまして承認を受けたいと思います。〇〇さんにつきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇さんにつきましても承認をされました。3番、〇〇さん、〇〇さんにつきまして、承認を受けたいと思います。承認をされたいかた挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇さんにつきましても承認をされました。4番、〇〇さんにつきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。4番につきましても承認をされました。5番、〇〇さんにつきまして承認を受けたいと思います。〇〇さんにつきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇さんにつきましても承認をされました。6番、〇〇さんにつきまして承認を受けたいと思います。〇〇さんにつきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます、〇〇さんにつきましても承認をされました。7番の〇〇さんにつきまして承認を受けたいと思います。〇〇さんにつきまして承認されます、方挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。全員承認をされたということでございます。

事務局 事務局から、以上 7 名の推進委員さんの承認ありがとうございました。別紙にて本日配布しております。定例会農業委員会の予定表、年間 31 年度の予定表と併せて、まだ案の段階でしたけれどもこの A3 の表にて、農業委員さんと推進委員さん、それぞれが担当するエリアに落としたものになります。特に変わられていない農業委員さんは構いませんが、お互いが変わられた推進委員さんと農業委員さんのところとかは、お互いに誰がどの担当でどこのエリアということを地元の所は特に確認していただきたいと思います。特に動きが一番多かった所が、農業委員さんの議席で言うと 10 番の〇〇さんと 11 番の〇〇さんの小川から芝までのエリアの所に、今回推進委員さんも新しく〇〇委員となっております。この 3 名の所は今回初めてのエリアにはなると思います。3 人でご協力をしながらよろしくお願ひします。あとは〇〇委員もちょっとエリアが変わっておりますので気を付けてください。〇〇さんの方も、今回新たに上川口、下田の口と緑野の担当になりますので、推進委員さんも〇〇さんになりますのでよろしくお願ひします。事務局からはいったん、エリアの方は以上です。

議長 皆さん、この案でよろしいですか、何か意見がある方。ございませんか。  
この案で決定ということよろしいですか。

(異議なしの声あり)

9 番業務説明および事務連絡につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 今年度最初の 1 回目の農業委員会ということで、新しく 14 名のうち 3 名の委員さんが新しく加わっていただきました。議題としましても毎回新しい取り組みは説明をさせていただいていると思いますけれども、また何度か聞いている委員さんもおるかと思いますが、再度確認のためにいったん事務局のお話を聞かせていただきたいと思ひます。資料の方が、2 ページから説明させていただきたいと思ひます。農業委員会の方が、農業委員さん、それと農地利用最適化推進委員さんというものの 2 つの委員さんに今なっております。これは前回の平成 28 年に農業委員会法が国の方の法律が変わって、以前は農業委員さんだけの委員会でしたけれども、28 年からは農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんという委員を新たにたつて会を運営していってくださいということになりましたので、正式には委員さんが今農業委員会には 2 種類あるということ、特に新しい委員さんは覚えていただければと思ひます。まず、左の方の農業委員さんの方を簡単に説明させていただきますと、まずバックが青く塗られている四角の中に、委員会に出席して審議して、最終的に合議体として決定することが主体ということで。まず農業委員さんは推進委員さんと違って毎月の定例会に出席していただいて、予定では今週の金曜日からは始まりますけれども毎月 1 回の定例会でいろいろ案件が出てきます。3 条、4 条、5 条とか、いろいろあります。その案件に対して議決権、決裁権を得ることがありますので、残念ながら推進委員さんはこの議

決権はございませんので、農業委員さんの皆さんは議決権があるということで理解しておいていただきたいと思います。また、その下の方に、丸いマークで4つぐらい簡単には書いておりますけれども、農業委員さんと推進委員さんのこの関係を、バランスを取りながら調整しもって協力しもってやっていきたいということで、農地利用の最適化とかの指針といいましょうか、そういったものを作成したり変更したりっていうこと。本来でしたらここまでできる流れで、できたらよかったのに残念ながら黒潮町もなかなかそこまでは至っていけないというところもあり、こういった形でやっていけたらとは思っております。あとは2つ目の方に、農地の権利移動の許可とか農用地の利用集積の計画の決定。これがいつも定例会で今までの委員さんご存じだと思われませんが、農地の権利移動といいまして3条とか4条とかの転用とか、こういった感じの案件等が金曜日の会から始まります。あとは集積計画といいまして、よく土地の利用権の設定、こういったものも一緒に出てきます。そういったことについても決定権があるということです。あと、農地の転用許可に当たって、特にこう農業委員さんとして意見があったりするべき決定とかも農業委員さんの間で決定権がございます。最後に、農地利用最適化の推進委員さんに関する施策についても提出する意見も決定権があるということです。一番下に、議案の審議としまして①から⑥あとはマルポツで下に2つぐらいあります。大まかに委員さんの審議する内容がこの議案審議という中にごございます。対して、右側の農地利用最適化推進委員さんの方は、担当地域において先ほど確認させていただきました。そちらで基本的な現場活動を行うということになっております。前回、制度がガラッと変わりましたので、先月までの第1期の委員さん、農業委員さんと推進委員さんは、理解はされていたと思われませんが、再度、また2回目の改正になりましたので、また新たな船出ということで。特に金曜日の定例会の前に、いったん推進委員さんの方にこの農業委員さんと推進委員さんの確認といいましょうか、推進委員さん本来の簡単な説明もさせていただきたいと思います。基本推進委員さんが現場で動いていただければいけないところです。どうも自分も1年しかこの会には出席していないので、どちらかというとな農業委員さんの方が主体的にこう現場で動いているのかなっていう部分もあります。また金曜日の会が始まる前にいったん説明といいましょうか勉強会をさせていただきたいと思います。あとは、推進委員さんの方は現場が基本的に主体となりますので、推進委員としての立場から農業委員さんに意見を挙げるとか、あとは現場でやりくりをしていただくということになります。基本、現場の方は推進委員さんで動いていただくというような流れとなっております。2ページは以上になります。

3ページからちょっと字ばかりになりますけれども、すいませんがお付き合いください。もう全部は細かくは説明がなかなかできませんが。まず、1番の農業

委員会の制度につきましては(1)にもあります。農業委員会は市町村に置かれる行政機関であるということになっております。行政機関の中でこういった形で農業委員会の立場があるのかってというのはそれ以降に載せております。基本的に高知県内、34市町村ありますけれども33市町村に農業委員会がございます。1村、一つの村大川村さんだけが農業委員会がございません。ちょっと規模が小さいということで、大川村さんだけが町が兼務しております。兼務といいましょうか農業委員会がないので、もう町がやっているということです。それからずっと下の方にきまして(2)にいくと、農業委員会は委員をもって組織されるということで、農業委員の任期は3年間ということになります。その内訳として、黒潮町は認定農業者と利害関係の無い人、女性、青年等の内訳になって、定員が14名で構成されるということになっております。続きまして(3)は、農業委員は非常勤特別職の公務員であるということを皆さん理解しておいて下さい。最後の審議に今回イレギュラーで、審議の意見が出てきております。一般職の公務員とは異なります。農業を続けながら行政委員会の委員を務めることができるということで黒潮町の農業委員さんの報酬として、会長でも月額が3万3,500円と、その他の委員さんは月額2万3,400円と条例で決まっております。これはもう毎月、基本的には支払うような形になります。あと、補足ですけども(4)は、農業委員会の会長は委員の中から互選した者をもって充てるということで、先ほど正式に今期の互選によって決まりました。2の農業委員会の組織につきましては、農業委員会の組織はまず各市町村単位での農業委員会があります。その市町村を超えると、今度各都道府県の農業会議というところの組織が一括りで、高知県では高知県農業会議がございます。さらに広くなると、もう全国的なものになると全国の農業会議所の、この3段階になっております。また、市町村の農業委員会の会長ですが、県の農業会議の議員さんの資格等が有する場合等があります。つい去年といいましょうか、30年の夏前まででしたか。

〇〇委員 7月いっぱいです。

事務局 〇〇委員も、県の方の委員をしばらくやられておりました。後に夏に任期満了で終わりました。ということで、県との関係も大変厚くなります。また、市町村だけでなく、ブロック別で高知県内割り振りがある中で幡多地区、6市町村の中でも幡多地区の農業委員会のそれぞれ事務局と農業委員さんの会長さん等が、いろいろ女性委員さん等の交流が非常に活発でありますので、これは何年かの任期といいましょうか決められた順番でそれぞれが回っていくような形でやっております。こういった活動があるということだけ覚えておいてください。

4ページの方にまいります。農業委員会開催までの作業ということで、農業委員会の開催までの作業というのが、この会が毎月1回ある会になります。事務局からの説明としましては、黄色のマーカ一部分にて、基本毎月20日に個人の申



請、許可申請等です。また行政書士さんを使っていた書類等の書士さんの方から出てくる書類が20日を締め切りしております。事務局の方はそちらの書類を下に、翌月の定例会への資料作成をする予定の流れになっております。事務局の方も基本的には現地に行って、その現場の状況等をその案件、農地法の3条からいろいろ4条、5条もありますけれども、あと非農地、あとは形状変更もあります。そういった形で基本現場に行って写真を撮って、また資料の方を帰ってきて作成していただいて、農業委員さんと推進委員さんに会の大体1週間ぐらい前に資料の方を送付させていただいております。金曜日の定例会の資料はもう恐らく皆さんの方に、お手元に今回届いております。今回たまたま案件が非常に少なかったもので、議案としては非常に薄い枚数になっていたと思います。初めての委員さんは届いて、多分びっくりされた事と思いますけれども恐れ入りますが、金曜日にはその議案書を持って持参していただいて会に出席していただきたいと思います。あと、その後下に(2)で農業委員および事務局による調査ということで書いております。いろいろと書いておりますけれども、こちらはまた時間のあるときにさらっと目を通していただければ幸いです。

5 ページです。先ほど言いました(3)なんですけれども、委員会の開催としまして委員会毎月1回、以前は7日前後に開催しておりましたけれども、今は県の方の会が審議する会がちょっと以前は1回から今は2回になっておりますので、大体ちょっと緩やかになって、うちの方も7日から10日ぐらいの間での感じで前後という形で日程を組んでいます。その日程が先ほど今年度の年間を通した日程表になっておりますので、また家のどちらかで貼っていただいて、定例会はいつであるってという目の届くところに置いていただければ大変助かります。あと委員会の開催としまして、赤字で書いております、在任委員の過半数の出席で会議は成立ということで。ここでまず定例会の開催の成立要件としましては、農業委員さんの過半数によって成立するということになります。推進委員さんがいっぱいおって農業委員さんがどっさり休まれても、農業委員さんに基本的に議決権がございますので。推進委員さんが極端な話多く休まれても、農業委員さんがほぼ全員来られたら会が成立するということになりますので、定員14名のうち過半数ということで8名以上の人数がいれば会が成立ということになります。逆に7名から少なければ、その月の会が成立しなくなる恐れがありますので、特に農業委員さんの皆さん定例会のときはできるだけ、いろいろあるかもしれませんが月一度の会ですので出席の方をよろしくお願いします。流れれば翌月になるか、それまでに取り急ぎしないといけないということになれば、また日を調整してやりくりしないといけないので、周りの皆さんもまた調整が大変になってきますのでよろしくお願いします。

5 ページの真ん中に4番農地制度の改正等、いろいろ書いております。6ペー

ジの方へいくと、農業委員会の5番が役割についてということも書いております。このあたりは時間があるときに見ていただいております。最後の方に6ページの下の方ですね、農業委員の業務についてと赤字で書いております。黒マルで6つ主に書いております。大体農業委員さんの業務の大まかなことを書いております。まず、毎月の定例会、案件の審議と、あと最適化推進委員さんと連携して農地利用の最適化をどうやって利用をしていくかってことを努めるということです。あとはもう年に一度、担当地区の農地パトロール。全体で委員さん全員集まってパトロール一日する分と、あとそれぞれ自分のエリアのパトロールが年に一度あります。広い範囲の方になると1日で終わらなくて2日3日かかったりする場合がありますので、また今年度もよろしくお願ひします。あと、新しい農業委員さんには、ちょうど事務局が去年度になりますけれども今年度の分の農業委員さんの手帳をちょっと事務局分と合わせて購入しており、その分で今回新しい委員さんの分は賄っておりますので、また今日3名の方お手元に置いておりますけれども、またそれの中にもちらちらといろんな法律とかお勉強になるような簡単な分がありますので。見ても眠くなるかもしれませんが、参考に農業委員さんってこんなことやってということのお勉強になりそうなことが載っていますので、またそちらも見ておいていただきたいと思います。あと4つ目に耕作放棄地の解消に努めるということで、こちら基本的には農地をぐるぐる回って耕作放棄地がないかどうかのパトロールもしますけれども、あとは普段から耕作放棄地、有休農地がないようにということで、自分の地元でちょっと目を光らせていただけたらと思います。5つ目になります。農業委員会のその全国の農業新聞ということの普及活動があります。新しい農業委員さんには先日、この会の案内と一緒に、また農業新聞の購読のお願いのまた申し込みの用紙を同封させて送付させておりますので、またよろしくご協力をお願いします。最後に、農業者年金の加入推進ということで、こちら農業委員会が毎年、特に女性の、今までは金子部長、金子委員が部長さんになって普及活動を大変女性委員さんをはじめ皆さんが頑張ってくれております。また今年度も、はや早速若い方々を中心にまた農業者年金の方に入りたいということをごちんちんと聞いておりますので、また委員の皆さんにもご協力をよろしくお願ひします。7ページから8ページは、別資料でもう少し見やすくした分での資料になります。こちらまた時間があるときに見ていただきたいと思います。あと9ページが、例年広報の方に出させてもらっております。大体新年度になりまして、大体5月とか6月号とか、そういった形で新しいときに農業委員会からのお知らせということで、大体3条、4条、5条、形状変更と非農地証明とか、こういった形でまた今年度も載せようと思っております。また皆さん地元の方に、今度こんな申請がし

たいというのがあれば大体これを参考にさせていただいて、何条の申請になるねとかいう形で、また説明していただければと思います。

事務局からは、以上です。

議長 事務局の方より大まかな説明がありました。何かこう質問等聞いてみたいことがあったら挙手をお願いします。

松本さん、どうぞ。

〇〇委員 先ほどの説明で、「推進委員さんが現場に入るように」って言われていましたが、今までは、御坊畑の地区で申請が出たら、私が動いてその申請者の方に会いに行っていました。今年度からは推進委員さんが、そういったことで動くということになるのですか。

事務局 理想的な動き方とすれば、基本的には推進委員さんの方が現場で動いていただき、委員さんもちょうど第1期が終わり、ほとんどの方々が残っていただいているので、第2期として、事務局からできたら推進委員さんには極力、現場の方に出向していただきたいということをお願いしたいです。どうしても推進委員さんも、推進委員さん一人のエリアに対してうちの黒潮町は2名の農業委員さんの担当エリアになるので、広い委員さんはすごく広がって少し負担になるかもしれませんが、基本的には推進委員さんはもう現場が基本になります。極力現場の方は推進委員さんに回っていただき、どうしても推進委員さんも忙しいとかいうのであれば、やはりその定例会での説明も農業委員さんと地元のその担当、一緒に回るようになっていくところの委員さんとも協力して、今回はちょっと農業委員さんをお願いしたいとか。そういった形で、そのイレギュラーの分については調整していただき、お互いに協力しながら行っていただきたいなと思います。ただ、推進委員さんが、もうどうしてもこちらから推進委員さんの役割っていうのがこうですって説明してほしいしても、なかなか推進委員さん本人さんが理解していただけないと、ご協力いただけず、なかなか前向いていけない部分もありますので、そこらへんもこちらから基本的にお願ひしますということできょうかなと思います。

議長 よろしいでしょうか。前回、森下君とも話をして、今までは農業委員が中心になって議案の聞き取り、現地調査をしていましたが、推進委員は何をするのかと、僕も言っていて、新年度から推進委員と、農業委員と一緒に現場に行くと。そして、ここでの発表を推進委員にしてもらおうと。そういうふうにしたらどうでしょうか。今までは推進委員は名ばかりで、その報酬は受け取って何もしていないようなところがあったので、また次の定例会で、その話も出したいと思っていて、皆さんの中からそういう意見が出たということを次の推進委員が、出席したときにこういうふうにしますということを決めていきたいと思っています。

金子委員 必ずそのように、みんなにはっきり言ってもらいたいです。先日、宮地君のここへ行ったら、「農地を作ってもらえる人を探してもらいたい」と言われて、私がみんなに聞いて回って、「構造改善もしていないところだから耕作できない」と言う事でした。そんなことを推進委員にやってもらった方がいいと思います。

議長 本来はそういう形で、推進委員の役割というのは現場で活動すると。農業委員は定例会で議案を決議すると。そういうのが国の方針ですが、うちの場合は、今まで、農業委員中心で現場も行ったり、定例会もやったり、定例会には参加するが、議決権がなく、今からは農業委員と推進委員が同じように議案のところへ行行って、そして、ここで発言、現地を見た確認を発表してもらおうというようなことにしたらいいと思います。

〇〇委員 私もその方がいいと思います。今、蜷川で3反ぐらいある所がちょっと荒れてきているところがあり、ちょうど小学校の前辺りです。それを本人に言いに行くのに私一人行くより、やはり推進委員さんがついていってくれることによって、その決まったものいうか、言うことに対して相手も考えてくれるかなと思います。女性が行って、お前が来てというような気持ちを持ってもらいたくないなと思って。「うちの主人が要らんことするな、怒られるぞ」って言うから、「いや怒られる言うわれても荒れてからじゃ困るで」って、その人は高知へ住まわられていて、田んぼにイチジクを植えていて、その中に支柱を支えるための杭を打ち付けていて、去年から荒らしているから今やったら田んぼになるのに、あそこにカヤが生えて大草になったらこれ大変になると思って、私すごく今心配で、やはりそんなに一緒に行ってけると、何か気持ちがすごく楽になるので、ぜひそういうことを進めてもらいたい。

議長 今度の定例会で事務局の方よりそういう方針を説明してもらって、その推進委員も来てもらう中で、そういう決議をしていきたい。ここでそうしますとはなかなか言えないので、次の定例会でそういうふうな提案が出ましたので事務局の方でそういう説明をしていただいて、議決したいと思います。いいですか。

〇〇委員 はい。

議長 ほかに何かありませんか、質問とか、質疑。

初めての方もおられますし自分の受け持ちがどっからどこまでいうことも分からないと思いますので、その推進委員さんでしたら分かっているということ。そういうふうと一緒にしたらなあということ。ほかにないですか。聞いておきたいこととか。松本さんどうぞ。

松本委員 すみません。推進委員さんと農業委員さん、「知っています」って言うけど先ほどもちょっと話して、10番11番の〇〇さんと〇〇さんが農業委員になって、〇〇さんが推進委員さんになって、そこは全部新人さんばかりで、そういう方法というか、あそこらへんはきちんと誰が教えるじゃないけど、そんなこ

ともきちんと知っておかないといけないと思います。ほかの〇〇さんは〇〇さんがもし一緒に行くのなら、ベテランさんなので、教えてもらえると思いますが、ここの方は初めてなので、そこらへんは公平にしないといけないと思います。

議長 前任者にまた聞いて〇〇さんらもかなり詳しいと思います。

〇〇委員 また入ってもらうわけ？

議長 いやいや、入ってもらうのではなくて、新しい推進委員さんなり農業委員さんなりがまた、ここはどこで、誰というようなことをまた聞いてもらったら教えてくれると思いますので、そういうふうにしていただきたいと思います。

事務局 事務局としても、もうお互いにこうなすりつけじゃなくて、二人三脚でいていただければ一番いいかなと思いますね。

事務局長 事務局としたら、主は推進委員みたいな。

議長 なかなか、推進委員全部にやってもらうのはなかなかなので、農業委員と協力して、この定例会にも推進委員が入ってもらうと。この中には参加することができるというふうになっています。もう今までどおり、推進委員も定例会と一緒に来ていただくということでもいいですか。ほかになければ、ないですか。

(質疑等なし)

それでは10番、黒潮町の職員等からの通報等への対応手続に関する要綱ということで、事務局、お願いします。

事務局 10番の黒潮町の職員等からの通報等への対応手続に関する要綱について説明させていただきます、資料は10ページになります。事務局の方も、こちらの担当課が行政人事係ということで、そちらの方が基本的にはこの資料さらっと読んでいただいてもうんという形にもなるかもしれませんが、何の要綱作るのですか、ということになると思います。その中身はですね、要は実は町の職員でもあっても、あとまた農業委員さんは特に先ほども説明させていただいた特別職、ただ非常勤、常勤していませんので特別職、町の特別職というところもあってですね、あとはまた自分たちも町の職員、そちらの資料の真ん中ぐらいの(1)の所に町、町長部局、教育委員会、とか書いておりますけども、そこにも農業委員会ということで文言が載っております。町の特別職員ということで、要は農業委員会の中でちょっと法に触れるような方向にとか、ちょっとおかしいことをしているよという内部告発者が出てきたときに、その内部告発者を守るといいまじょうか、手続きをなさいよというのが、こういった書き文で明文化した条文を作りなさいよっていうのが、国から県、県からうちの行政人事の担当課の方に以前からあって、こういった明文化の要綱を作っておいて下さいっていうことを今回もう作らざるを得なくなつたということです。今回、町の職員も合わせて全体としてもう一括して農業委員会も含めた形で、農業委員さんらも含めた中で要綱を作っても構いませんかということです。今回うちの議案の一つに挙げてきてお

ります。もしこれでうちの方が、特段法に間違っていることをするわけではないが、これでうちは同意せんよということであれば、また事務局の方がまたこういった単独の条文の方を作らないといけなくなります。効率的に良くないということで、農業委員さんも職員と一緒にして町の方でのこの要綱を制定することに対して同意をしませんかということで、今回議案を挙げさせていただきました。事務局からは以上です。

議長 事務局の方より説明がありましたが、ちょっと分かったような、分からんようなところがございます。この町の要綱で皆さんに同意してもらえないかということですが、これは決議しないといけないね。

事務局 そうですね。

議長 この町の要綱で、農業委員もこれに沿っていただくということで賛成の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員でございます。10 番黒潮町の職員等からの通報等への対応手続きに関する要綱ということで、町に沿って農業委員をするということで承認をされました。以上、議案につきましては以上ですが、その他について。

それではいったんこれで会を閉めて、この後、またその他にしたいと思います。いったんここで会を閉じたいと思います。どうもお疲れ様でした。

(午後 3 時 40 分終了)